

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	開田 晋作
登録番号又は法人番号	23401595
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	ブレインシード行政書士事務所
事務所所在地	福岡県福岡市東区美和台4丁目7番1号 アーク美和台201
処分年月日	令和6年12月23日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>開田晋作会員は、行政書士登録前に受任した補助金交付申請に係る業務について、行政書士登録後において、業務委任者からの問い合わせに対し、実際には申請を行っていないにもかかわらず、採択発表がないと回答し、その後、受任した業務を完遂しないまま辞任した。このように、受任した業務について、業務委任者に虚偽の報告をし、完遂しないまま一方的に辞任した開田会員の行為は、行政書士法（以下「法」という。）第10条の規定に違反するとともに、福岡県行政書士会会則（以下「会則」という。）第48条、第49条及び第50条に違反しており、会則第76条第1項に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>会則第48条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。</p> <p>会則第49条 会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>会則第50条 会員は、公正迅速にその業務を取り扱わなければならない。</p> <p>会則第76条第1項 会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>会則第78条第1項第1号 個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。 (1) 訓告</p>